

## 民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション取扱要綱

平成11年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、資源ごみ・危険ごみステーションとして自治会等は無償提供される民有地（以下「提供地」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、資源ごみ・危険ごみの分別収集を円滑に推進し、防府市におけるリサイクルシステムの確立に寄与することを目的とする。

### (提供地の要件)

第2条 認定する提供地は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

#### (1) 提供地の面積

資源ごみ・危険ごみステーション の対象となる世帯数	面積
500世帯未満	概ね50㎡以下
500世帯以上	100㎡以下

(2) 自治会等と1年以上の無償使用貸借契約を締結し、又は1年以上の無償使用貸借に基づく自治会等の証明を有していること。

### (認定申請)

第3条 提供地の認定を受けようとする所有者は、民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容並びに資源ごみ・危険ごみステーションの設置及び配置状況等を審査し、認定又は不認定を決定し、民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション認定・不認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (優遇措置)

第5条 市長は、前条の規定に基づき認定を行った場合は、提供地に係る所有者、認定地番、認定面積、認定期日等、及び防府市税条例（昭和55年防府市

条例第43号。)第71条第1項第2号に基づく減免の候補地である旨を、固定資産税を賦課する課(以下「賦課担当課」という。)へ通知するものとする。

(使用状況報告)

第6条 第4条の規定に基づき認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、毎年1月1日における提供地の使用状況を民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション現況報告書(第3号様式)により1月10日までに市長に報告しなければならない。

(契約等の解除)

第7条 認定者は、事情等により第2条第2号に規定する契約等を解除したときは、直ちに民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション使用貸借契約等解除届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第8条 当該用地を使用している自治会(以下「使用自治会」という。)は、提供地を資源ごみ・危険ごみステーション以外の用途に使用してはならない。ただし、燃やせるごみ又は燃やせないごみのステーションとして使用する場合は除くものとする。

2 市長は、使用自治会が前項の規定に違反した場合、認定を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、提供地の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション認定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所有者 住 所

氏 名

電 話

下記の土地を資源ごみ・危険ごみステーションとして 自治会  
に無償提供しましたので、認定していただきたく申請します。

記

所 在 地	地 番	地 目	地 積	備 考

添付書類

土地使用貸借契約書又は自治会等発行の証明文書・位置図・図面・状況報告書

審査欄

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション認定・不認定通知書

年 月 日付で申請のあった資源ごみ・危険ごみステーションについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 下記の土地については、認定・不認定 とします。
- 2 土地の表示

所在地	地番	地目	地積	備考

第3号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

所有者 住 所  
氏 名  
電 話

民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション現況報告書

下記の土地を資源ごみ・危険ごみステーションとして引き続き無償提供していることを報告します。

記

所在地	地番	地目	地積	備考

上記の土地について、 年1月1日現在資源ごみ・危険ごみステーションに使用していることに相違ありません。

年 月 日

地区自治会長

氏 名

印

第4号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

所有者 住 所  
氏 名  
電 話

民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション使用貸借契約等解除届出書

年 月 日付け 第 号にて民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーションとして認定を受けた下記の土地について、この度事情により土地使用貸借契約等を解除しましたので届け出ます。

記

所在地	地番	地目	地積	備考

上記の土地について、年 月 日をもって資源ごみ・危険ごみステーション使用貸借契約等を解除したことに相違ありません。

年 月 日

地区自治会長

氏 名

印